



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 岡野バルブ製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡野 正紀
(コード番号 6492 東証第 2 部、福岡)
問合せ先 取締役管理統轄兼経営企画部長
岡野 武治
(TEL 093-372-9215)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営理念に則った行動規範を制定し、取締役はその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 会社の業務執行が適正に行われるため、取締役は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制の確立に努める。
- (3) コンプライアンス体制の整備・強化のため、管理担当取締役を委員長とし、役員及び各部長から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守と健全な企業活動の推進を図る。また、法令遵守上疑義のある行為等については、コンプライアンス相談窓口を通じて従業員からも情報を入手できる体制を整備し、事実調査を行うとともに再発防止への対応を図る。また、内部通報者が通報または相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- (4) 監査役は、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性と機能を監査し、必要に応じ取締役に対し改善を助言または勧告する。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役はそれらの情報を常時閲覧できる体制とする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社長直轄の内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況等について定期的かつ公正不偏に監査を実施し、問題点の把握、防止及び改善を行い、監査結果及びフォロー状況を社長に報告する。
- (2) 大規模な災害等、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、本社に対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応と的確な情報伝達を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項について取締役会に付議することを遵守し、原則として取締役会の1週間前に議題に関する資料が配布される体制とする。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の職務の執行状況の管理、監督を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。
- (2) 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規定の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
- (3) 子会社の取締役のうち数名および監査役は当社従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。
- (4) 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とする。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とする。
- (5) 監査役及び内部監査室は、定期的または臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く。
- (2) 当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置く。また、当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令ならびに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
- (3) 内部通報窓口の担当者は、内部通報の受付・対応状況について都度監査役に報告を行う。
- (4) 当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益な処遇を一切行わない。

9. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、会計監査人、内部監査室、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士・公認会計士等の専門家を活用することができる。
- (3) 当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

以 上